

村民 相談室



「お試し」のつもりが「定期購入」に！？ 困ったときは消費者ホットラインに相談を！

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

ホームページやSNS等で、「1回目90% OFF」「初回実質0円(送料のみ)」等と書かれた広告を見て、お試しや1回だけのつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、実は「数か月間の定期購入が条件だった」というトラブルが増えています。

【事例①「お試し」のつもりだったのに…】

スマートフォンで、健康食品が500円で購入できるという広告を見て、お試しのつもりで申し込み、商品を受け取った。その後、再び同じ商品が届いたので業者に確認すると、4回の定期コースであると言われた。申し込みの際には定期購入だと気付かなかった…。

【事例② 電話が繋がらない！？】

「送料負担のみ」という化粧品の、サンプルだと思い注文した。2回目が届いたので解約しようとして業者に電話をかけたが、繋がらない…。

【被害に遭わないためには！】

▽よく考えてから申し込む

インターネット通販などの通信販売にはクーリング・オフ制度がないため、注意しましょう。

▽契約内容をしっかり確認する

商品を注文する前に、広告ページや申し込みの最終確認画面等で、定期購入が条件となっていないか、契約内容をしっかり確認しましょう。

▽解約条件を確認する

定期購入の契約条件によっては、解約や返品ができない場合があります。解約条件についても表示を確認し、慎重に判断しましょう。

▽契約内容を記録しておく

注文時の最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮ったりして、契約内容を記録しておくことも大切です。

【泣き寝入りは188(いやや)！】

困ったときは、一人で悩まずに「消費者ホットライン」(☎188)にご相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや、消費生活相談窓口をご案内します。

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

☎188



■問い合わせ

給付金専用ダイヤル(☎0570・05・4092)

■不審な電話や案内にご注意を！

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

【②平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方】
年金の請求手続きと併せて水戸北年金事務所(水戸市大町2・3・32 ☎231局2283)または、住民課保険年金担当窓口(役場行政棟1階 ☎282局1711内線1133)で申請してください。※給付金の受け取りには請求の申請が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■請求手続きの流れ

【①平成31年4月1日以前から年金を受給している方】
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が、9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入の上、郵便ポストに投函してください。

▼老齢年金を受給している方で、▽65歳以上▽世帯員全員の村民税が非課税▽年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下——を満たす方
▼障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が46.5万円以下である方

■対象となる方

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

国民年金
だより
10月から「年金生活者支援
給付金制度」が始まります

